

第一級海上無線通信士
第二級海上無線通信士
第三級海上無線通信士

「法規」試験問題

20問 2時間30分

A－1 次の掲げる者のうち、総務大臣が無線局の免許を与えないことができる者に該当するものはどれか。電波法（第5条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許の有効期間満了により免許が効力を失い、その効力を失った日から2年を経過しない者
- 2 無線局を廃止し、その廃止の日から2年を経過しない者
- 3 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- 4 無線局の予備免許の際に指定された工事落成の期限経過後2週間以内に工事が落成した旨の届出がなかったことにより免許を拒否され、その拒否の日から2年を経過しない者

A－2 次の記述は、無線設備から発射される電波の強度（注）に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第21条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電界強度、磁界強度、電力束密度及び磁束密度をいう。以下同じ。

無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度が電波法施行規則別表第2号の3の2（電波の強度の値の表）に定める値を超える **A** に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。

- (1) **B** 以下の無線局の無線設備
- (2) **C** の無線設備
- (3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、
 D に開設する無線局の無線設備
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備

A	B	C	D
1 場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）	平均電力が20ミリワット	移動する無線局	臨時
2 場所（人が出入りするおそれのあるいかなる場所も含む。）	平均電力が50ミリワット	移動する無線局	非常時
3 場所（人が出入りするおそれのあるいかなる場所も含む。）	平均電力が20ミリワット	移動業務の無線局	臨時
4 場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）	平均電力が50ミリワット	移動業務の無線局	非常時

A－3 次の記述は、A 1 海域及びA 2 海域のみを航行する船舶の義務船舶局の無線設備に備えなければならない機器について述べたものである。電波法施行規則（第 2 8 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 5 までのうちから一つ選べ。

なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

電波法第 3 3 条（義務船舶局の無線設備の機器）の規定により船舶及び航行区域の区分に応じて義務船舶局の無線設備に備えなければならない機器は、次のとおりとする。ただし、当該義務船舶局のある船舶の船体の構造その他の事情により当該機器を備えることが困難であると総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が認めるものについては、この限りでない。

- A 1 海域及びA 2 海域のみを航行する船舶の義務船舶局にあつては、次の(1)から(4)までの機器
- (1) 送信設備及び受信設備の機器
- ア 超短波帯の無線設備（ A 装置及び無線電話による通信が可能なものに限る。）の機器 1 台
- イ 中短波帯の無線設備（ A 装置及び無線電話による通信が可能なものに限る。）の機器 1 台
- (2) 遭難自動通報設備の機器
- ア 搜索救助用レーダートランスポンダ又は搜索救助用位置指示送信装置 1 台（旅客船又は総トン数 B 以上の船舶であつて、国際航海に従事するもの及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもの（国際航海に従事するものを除く。）の義務船舶局については、2 台（旅客船(国際航海に従事しないものにあつては、遠洋区域又は近海区域を航行区域とするものに限る。)であつて、船首、船尾又は舷側に開口部を有するものの義務船舶局については、当該船舶に積載する生存艇の数 4 に対し 1 の割合の台数を加えるものとする。))
- イ C 1 台
- (3) 船舶の航行の安全に関する情報を受信するための機器
- ア ナブテックス受信機（F 1 B 電波 D を受信することができるものに限る。） 1 台
- イ 高機能グループ呼出受信機（注 1） 1 台
- 注 1 ナブテックス受信機のための海上安全情報を送信する無線局の通信圏として、総務大臣が別に告示するもの及び外国の政府が定めるものを超えて航行する船舶の義務船舶局に限る。
- (4) その他の機器
- ア 双方向無線電話（生存艇に固定して使用するものを除く。） 2 台（旅客船又は総トン数 B 以上の船舶であつて、国際航海に従事するもの及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とする旅客船（国際航海に従事するものを除く。）の義務船舶局については、 E ）
- イ 船舶航空機間双方向無線電話（注 2） 1 台
- 注 2 国際航海に従事する旅客船の義務船舶局に限る。
- ウ 超短波帯の A 専用受信機 1 台
- エ 中短波帯の A 専用受信機 1 台
- オ 船舶自動識別装置の機器（注 3） 1 台
- 注 3 旅客船であつて国際航海に従事するもの、総トン数 3 0 0 トン以上の旅客船以外の船舶であつて国際航海に従事するもの及び国際航海に従事しない総トン数 5 0 0 トン以上の船舶の義務船舶局に限る。
- カ 地上無線航法装置又は衛星無線航法装置の機器（旅客船であつて国際航海に従事するもの、及び国際航海に従事する旅客船以外の船舶であつて総トン数 2 0 トン以上の船舶（国際航海に従事しない総トン数 B 未満の船舶のうち総務大臣が別に告示するものを除く。）の義務船舶局に限る。） 1 台

	A	B	C	D	E
1	デジタル選択呼出	3 0 0 トン	衛星非常用位置指示無線標識	4 2 4 k H z	4 台
2	デジタル選択呼出	3 0 0 トン	携帯用位置指示無線標識	5 1 8 k H z	4 台
3	デジタル選択呼出	5 0 0 トン	衛星非常用位置指示無線標識	5 1 8 k H z	3 台
4	狭帯域直接印刷電信	5 0 0 トン	携帯用位置指示無線標識	4 2 4 k H z	3 台
5	狭帯域直接印刷電信	3 0 0 トン	携帯用位置指示無線標識	5 1 8 k H z	4 台

A－4 次に掲げる命令又は制限のうち、免許人が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときに、総務大臣から受けることがあるものに該当しないものはどれか。電波法（第 7 6 条）の規定に照らし、下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 期間を定めて行われる無線局の周波数又は空中線電力の制限
- 2 3 月以内の期間を定めて行われる無線局の通信の相手方又は通信事項の制限
- 3 期間を定めて行われる無線局の運用許容時間の制限
- 4 3 月以内の期間を定めて行われる無線局の運用の停止の命令

A－5 次の記述は、海岸局等の聴守義務について述べたものである。電波法（第65条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

次の表の左欄に掲げる無線局で総務省令で定めるものは、同表の1の項及び2の項に掲げる無線局にあつては A、同表の3の項に掲げる無線局にあつては B、同表の4の項に掲げる無線局にあつてはその運用義務時間中、その無線局に係る同表の右欄に掲げる周波数で聴守をしなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

無線局	周波数
1 C を施設している船舶局及び海岸局	総務省令で定める周波数
2 船舶地球局及び海岸地球局	総務省令で定める周波数
3 船舶局	D、156.8MHz及び総務省令で定める周波数
4 海岸局	総務省令で定める周波数

A	B	C	D
1 常時	総務省令で定める時間中	デジタル選択呼出装置	156.65MHz
2 その運用義務時間中	総務省令で定める時間中	狭帯域直接印刷電信装置	156.65MHz
3 常時	船舶の責任者が定める時間中	デジタル選択呼出装置	2,182kHz
4 その運用義務時間中	船舶の責任者が定める時間中	デジタル選択呼出装置	2,182kHz
5 その運用義務時間中	総務省令で定める時間中	狭帯域直接印刷電信装置	2,182kHz

A－6 次の記述は、海上移動業務の無線局の主任無線従事者の職務について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の5）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。
なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波法第39条（無線設備の操作）第4項の規定により A 主任無線従事者は、無線設備の B に関し総務省令で定める職務を誠実に行わなければならない。
- ② ①の総務省令で定める職務は、次の(1)から(5)までのとおりとする。

(1) 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練（実習を含む。）の計画を C こと。

(2) 無線設備の機器の点検若しくは保守を行い、又はその監督を行うこと。

(3) 無線業務日誌その他の書類を作成し、又はその作成を監督すること（記載された事項に関し必要な措置を執ることを含む。）。

(4) 主任無線従事者の職務を遂行するために必要な事項に関し D に対して意見を述べること。

(5) その他無線局の無線設備の B に関し必要と認められる事項

A	B	C	D
1 その選任について総務大臣の許可を受けた	操作の監督	推進する	免許人
2 その選任について総務大臣の許可を受けた	運用	立案し、実施する	総務大臣
3 その選任の届出がされた	操作の監督	立案し、実施する	免許人
4 その選任の届出がされた	運用	推進する	総務大臣

A－7 次の記述は、船舶局及び海岸局の運用について述べたものである。電波法（第62条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局の運用は、その船舶の A に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、電波法第52条（目的外使用の禁止等）各号に掲げる通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② 海岸局（船舶局と通信を行うため B 無線局をいう。以下同じ。）は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために C ことを求めることができる。
- ③ 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、 D 又は使用電波の型式若しくは周波数について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

A	B	C	D
1 航行中	陸上に開設する	必要な措置をとる	通信の順序若しくは時刻
2 航行中及び航行の準備中	陸上に開設する	当該船舶局の運用を停止する	空中線電力
3 航行中及び航行の準備中	海岸に開設する	必要な措置をとる	空中線電力
4 航行中	海岸に開設する	当該船舶局の運用を停止する	通信の順序若しくは時刻

A－8 無線局の免許の承継に関する次の記述のうち、電波法（第20条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人について相続があったときは、その相続人は、免許人の地位を承継する。
- 2 船舶局若しくは船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。3において同じ。）のある船舶又は無線設備が遭難自動通報設備若しくはレーダーのみの無線局のある船舶について、船舶の所有権の移転その他の理由により船舶を運行する者に変更があったときは、変更後船舶を運行する者は、免許人の地位を承継する。
- 3 免許人（注）たる法人が合併又は分割（無線局をその用に供する事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる。

注 船舶局若しくは船舶地球局のある船舶又は無線設備が遭難自動通報設備若しくはレーダーのみの船舶の無線局の免許人及び航空機局若しくは航空機地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）のある航空機又は無線設備がレーダーのみの航空機の無線局の免許人を除く。
- 4 無線局の免許人の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えてその旨を総務大臣に届け出て、当該無線局の検査を受けなければならない。

A－9 遭難通信に関する次の記述のうち、電波法（第66条）及び無線局運用規則（第81条の5）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- 2 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置を執らなければならない。
- 3 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報又は遭難警報の中継を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知するとともに、無線電話を使用して通信可能の範囲内にあるすべての無線局にその旨通報しなければならない。
- 4 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯以外の周波数の電波により送信された遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によっては海岸局と通信を行うことができない海域にあり、かつ、当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるときは、遅滞なく、これに応答し、かつ、当該遭難警報を適当な海岸局に通報しなければならない。

A－10 次の記述は、安全通信について述べたものである。電波法（第52条及び第68条）及び無線局運用規則（第99条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 安全通信とは、 A 安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- ② 海岸局等（注）は、速やかに、かつ、確実に安全通信を取り扱わなければならない。
注 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局をいう。以下同じ。
- ③ 海岸局等は、安全信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第3号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、その通信が B その安全通信を受信しなければならない。
- ④ 海岸局等において、安全信号又は電波法施行規則第36条の2（遭難通信等）第3項に規定する方法により行われた通信を受信したときは、遭難通信及び緊急通信を行う場合を除くほか、これに混信を与える一切の通信を中止して直ちにその安全通信を受信し、必要に応じてその要旨をその C に通知しなければならない。

A	B	C
1 船舶又は航空機が急迫の危険に陥るおそれがある場合に	自局に関係のないことを確認するまで	海岸局等の責任者
2 船舶又は航空機が急迫の危険に陥るおそれがある場合に	終了するまで	海岸局、海岸地球局又は船舶の責任者
3 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために	終了するまで	海岸局等の責任者
4 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために	自局に関係のないことを確認するまで	海岸局、海岸地球局又は船舶の責任者

A－11 次の記述は、遭難呼出し及び遭難通報について述べたものである。無線局運用規則（第75条の2から第77条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組み合わせを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 無線電話により遭難通報を送信しようとする場合には、次の(1)から(3)までの区別に従い、それぞれに掲げる事項を順次送信して行うものとする。ただし、特にその必要がないと認める場合又はそのいとまのない場合には、 A を省略することができる。
(1) 警急信号
(2) 遭難呼出し
(3) 遭難通報
- ② 遭難呼出しは、無線電話により、次の(1)から(3)までの区別に従い、それぞれに掲げる事項を順次送信して行うものとする。
(1) メーデー（又は「遭難」） 3回
(2) こちらは 1回
(3) 遭難している船舶の船舶局の呼出符号又は呼出名称 B
- ③ 遭難呼出しは、特定の無線局に C 。
- ④ 遭難呼出しを行った無線局は、 D 、遭難通報を送信しなければならない。
- ⑤ 遭難通報は、無線電話により次の(1)から(3)までの事項を順次送信して行うものとする。
(1) 「メーデー」又は「遭難」
(2) 遭難した船舶又は航空機の名称又は識別
(3) 遭難した船舶又は航空機の位置、遭難の種類及び状況並びに必要とする救助の種類その他救助のため必要な事項
- ⑥ ⑤の(3)の位置は、原則として経度及び緯度をもって表すものとする。ただし、著名な地理上の地点からの真方位及び E で示す距離によって表すことができる。

A	B	C	D	E
1 (2)の事項	1回	あててはならない	できる限り速やかにその遭難呼出しに続いて	キロメートル
2 (2)の事項	3回	あてなければならない	必要な間隔をおき、反復して	海里
3 (2)の事項	1回	あてなければならない	できる限り速やかにその遭難呼出しに続いて	海里
4 (1)の事項	3回	あててはならない	できる限り速やかにその遭難呼出しに続いて	海里
5 (1)の事項	1回	あてなければならない	必要な間隔をおき、反復して	キロメートル

A－12 緊急通信の取扱いに関する次の記述のうち、電波法（第67条）及び無線局運用規則（第93条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が自局に関係のないことを確認するまでの間（モールス無線電信又は無線電話による緊急信号を受信した場合には、少なくとも3分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。
- 2 モールス無線電信又は無線電話による緊急信号を受信した海岸局、船舶局又は船舶地球局は、緊急通信が行われないか又は緊急通信が終了したことを確かめた上でなければ再び通信を開始してはならない。
- 3 海岸局、海岸地球局又は船舶局若しくは船舶地球局は、自局に関係のある緊急通報を受信したときは、直ちにその海岸局、海岸地球局又は船舶局の責任者に通報するとともに無線局運用規則第59条（各局あて同報）の規定により通信可能の範囲内にあるすべての無線局にその緊急通報を送信しなければならない。
- 4 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。

A－13 国際電気通信業務を利用する公衆の権利及び電気通信の停止等に関する次の記述のうち、国際電気通信連合憲章（第33条、第34条及び第35条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 構成国は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信する権利を承認する。各種類の通信において、業務、料金及び保障は、すべての利用者に対し、いかなる優先権又は特惠も与えることなく同一とする。
- 2 構成国は、国内法令に従って、公共の福祉に反すると認められる私報又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる私報の伝送を停止する権利を留保する。この場合には、私報の全部又は一部の停止を直ちに発信局及び受信局に通知する。ただし、その通知が公共の福祉に反すると認められる場合には、この限りでない。
- 3 構成国は、また、国内法令に従って、他の私用の電気通信であって国の安全を害すると認められるもの又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められるものを切断する権利を留保する。
- 4 構成国は、国際電気通信業務を全般的に、又は一定の関係若しくは通信の一定の種類（発信、着信又は中継）に限って、停止する権利を留保する。この場合には、停止する旨を事務総局長を経由して直ちに他の構成国に通知する。

A－14 海上移動業務における無線電話による呼出し及び応答に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第14条、第18条、第20条、第22条、第23条、第26条及び第58条の11）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 呼出しは、順次送信する次の(1)から(3)までに掲げる事項によって行うものとする。
(1) 相手局の呼出名称 3回以下
(2) こちらは 1回
(3) 自局の呼出名称 3回以下
- 2 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。
- 3 無線局は、自局に対する呼出しを受信したときは、直ちに応答しなければならないが、応答は、順次送信する次の(1)から(3)までに掲げる事項によって行うものとする。
(1) 相手局の呼出名称 3回以下
(2) こちらは 1回
(3) 自局の呼出名称 3回以下
- 4 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して直ちに応答しなければならない。

A-15 次の記述は、SOLAS条約（改正含む。）（注）附属書第4章（無線通信）の規定が適用になる船舶における保守要件について述べたものである。同条約附属書第4章第15規則の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

注 海上人命安全条約

- ① 主管庁は、SOLAS条約附属書第4章の規定により要求される無線設備が、この章の第4規則に定める機能要件を満たし、かつ、当該無線設備に関する勧告された性能基準に適合するように保守されることを確保する。
- ② A1海域内及びA2海域内の航行に従事する船舶については、A ところに従って、設備を二重にすること、B 若しくは海上における電子的保守能力又は C により設備の利用可能性を確保する。
- ③ A3海域内及びA4海域内の航海に従事する船舶については、国際海事機関の勧告を考慮して A ところに従って、設備を二重にすること、B 又は海上における電子的保守能力のうち D により設備の利用可能性を確保する。

A	B	C	D
1 主管庁が承認する	陸上保守	これらを組み合わせること	少なくとも二つの方法を組み合わせること
2 無線通信規則に定める	定期的検査時の保守	これらを組み合わせること	から選択可能な一の方法
3 主管庁が承認する	定期的検査時の保守	これらと同等と認められる保守	少なくとも二つの方法を組み合わせること
4 無線通信規則に定める	陸上保守	これらと同等と認められる保守	から選択可能な一の方法
5 主管庁が承認する	定期的検査時の保守	これらを組み合わせること	から選択可能な一の方法

B－1 無線通信（注）の秘密の保護に関する次の記述のうち、電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

- ア 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してはならない。
- イ 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- ウ 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、無線通信（特定の周波数を使用して暗語により行われるものに限る。）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- エ 無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- オ 無線通信の業務に従事する者がその業務に関し知り得た無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

B－2 次の記述は、船舶局無線従事者証明の失効について述べたものである。電波法（第48条の3）及び電波法施行規則（第34条の12）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

なお、 内の同じ記号は、同じ字句が入るものとする。

- ① 船舶局無線従事者証明は、当該船舶局無線従事者証明を受けた者がこれを受けた日以降において次の(1)から(4)までのいずれかに該当するときは、その効力を失う。
 - (1) 当該船舶局無線従事者証明に係る ア を修了した日から起算して イ を経過する日までの間電波法第39条（無線設備の操作）第1項本文の総務省令で定める義務船舶局等（注）の無線設備その他総務省令で定める無線局の無線設備の操作又はその ウ の業務に従事せず、かつ、当該期間内に総務大臣が義務船舶局等の無線設備の操作又はその ウ に関して行う船舶局無線従事者証明を受けている者に対する ア 又は総務大臣がこれと同等の内容を有するものであると認定した ア を修了しなかったとき。
注 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。以下同じ。
 - (2) 引き続き イ 間(1)の業務に従事せず、かつ、当該期間内に(1)の ア を修了しなかったとき。
 - (3) 電波法第48条の2（船舶局無線従事者証明）第2項の無線従事者の資格を有する者でなくなったとき。
 - (4) 電波法第79条の2（船舶局無線従事者証明の効力の停止）第1項の規定により船舶局無線従事者証明の効力を停止され、その停止の期間が イ を超えたとき。
- ② ①の(1)の総務省令で定める無線局の無線設備は、次の(1)から(3)までのとおりとする。
 - (1) 海岸局又は船舶局の無線設備であって、2,187.5kHz、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz、16,804.5kHz、 エ 又は156.8MHzの周波数の電波を具備するもの（電波法第39条第1項本文の総務省令で定めるものを除く。(2)において同じ。)
 - (2) オ の無線設備
 - (3) (1)及び(2)のほか、船舶の航行の安全に密接な関係のある通信を行うための無線局の無線設備であって、総務大臣が別に告示するもの

- | | | | |
|---------|----------|--------------|-------------|
| 1 訓練の課程 | 2 講習 | 3 5年 | 4 3年 |
| 5 管理 | 6 監督 | 7 156.525MHz | 8 27,524kHz |
| 9 海岸地球局 | 10 船舶地球局 | | |

B－3 海上移動業務の無線局の免許状に関する次の記述のうち、電波法（第21条及び第24条）、電波法施行規則（第38条）及び無線局免許手続規則（第23条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、10日以内にその免許状を返納しなければならない。
- イ 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- ウ 免許人は、免許状を破損したため免許状の再交付を申請しようとするときは、理由及び免許の番号並びに識別信号を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならず、免許状の再交付を受けたときは、遅滞なくその旧免許状を廃棄するとともにその旨を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならない。
- エ 船舶局にあっては、無線局に備え付けておかなければならない免許状は、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- オ 船上通信局にあっては、その無線設備の常置場所に免許状を備え付けなければならない。

B－4 次の記述は、SOLAS条約（改正含む。）（注）附属書第4章（無線通信）の規定が適用になる船舶に備える無線設備の要件について述べたものである。同条約附属書第4章第6規則の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

注 海上人命安全条約

- ① 無線設備は、次の(1)から(5)までに掲げる要件を満たすものでなければならない。
 - (1) その適正な使用に対し機械的、電氣的その他の原因による妨害を受けない位置並びに他の設備及び装置と ア に両立し及び有害な相互作用が生じないことを確保するような位置に設けること。
 - (2) できる限り イ を確保するような位置に設けること。
 - (3) 水又は極端な高温若しくは低温及び他の害を与える環境上の条件による影響から保護すること。
 - (4) 無線設備を操作するための装置を十分に照明するような照明であって、 ウ から独立した、確実に機能しかつ恒久的に取り付けられたものを備えること。
 - (5) 無線設備の使用に適用する エ を明確に表示すること。
- ② 航行の安全のために要求される オ の通信路の制御器は、操舵を指揮する場所に近い船橋内の位置において直ちに使用することができるようにしておくものとし、また、必要な場合には、船橋の両翼から無線通信を行うことを可能にする設備を設ける。持ち運び式VHF装置は、当該設備に代えて使用することができる。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1 電磁的 | 2 電氣的 |
| 3 振動及び衝撃の少ないこと | 4 高度の安全性及び運用の利用可能性 |
| 5 予備電源 | 6 主電源及び非常電源 |
| 7 呼出符号、船舶局識別その他の符号 | 8 遭難通信の手順 |
| 9 MF及びVHF無線電話 | 10 VHF無線電話 |

B－5 次の記述は、船舶局の免許の申請について述べたものである。電波法（第6条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

船舶局の免許を受けようとする者は、申請書に、次の(1)から(10)までに掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- (1) 目的
- (2) 開設を必要とする理由
- (3) 通信の相手方及び通信事項
- (4) 無線設備の設置場所
- (5) ア 及び空中線電力
- (6) 希望する イ
- (7) 無線設備(注)の工事設計及び ウ

注 電波法第30条(安全施設)及び第32条(計器及び予備品の備付け)の規定により備え付けなければならない設備を含む。

- (8) 運用開始の予定期日
- (9) その船舶に関する次のアからケまでの事項

ア エ

イ 用途

ウ 総トン数

エ 航行区域

オ オ 港

カ 信号符字

キ 旅客船であるときは、旅客定員

ク 国際航海に従事する船舶であるときは、その旨

ケ 船舶安全法第4条（無線電信又は無線電話施設の強制）第1項ただし書の規定により無線電信又は無線電話の施設を免除された船舶であるときは、その旨

- (10) 電波法第35条（義務船舶局等の無線設備の条件）の規定による措置をとらなければならない船舶局であるときは、そのとることとした措置

- | | | | |
|-------------|----------------------|----------|----------|
| 1 電波の型式、周波数 | 2 電波の型式並びに希望する周波数の範囲 | 3 運用許容時間 | 4 運用義務時間 |
| 5 工事着手の予定期日 | 6 工事落成の予定期日 | 7 所有者 | 8 運行者 |
| 9 船籍 | 10 主たる停泊 | | |